『共通印鑑票』のご案内

いつも徳島信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、ご預金の新規申込み手続きのほか、印鑑登録に関する手続きの簡素化と利便性の向上を図るため、令和7年4月より預金取引にご使用いただくご印鑑を1つに統一した『共通印鑑票』の取扱いを開始しましたのでご案内申し上げます。

現在ご預金を新規にお申込みの際、お客様からお取引印鑑をいただいている「個別印鑑」の取扱いから、当初一度のお届出で2回目以降のご預金の申込み時にはお取引印鑑をお届けいただく必要がなくなり、払戻しをされる場合にお取引印鑑が分かりやすくなる『共通印鑑票』を取扱うものです。(ただし、訂正等でお取引印鑑をいただく場合がございます。)

【共通印鑑のお取り扱いについて】

- 1. 令和7年4月以降に開設される、当座預金を除く預積金が「共通印鑑」の対象となります。
- 2. 『共通印鑑票』をお届け以降の新たに生ずるお取引に使用する印鑑は 『共通印鑑票』のご印鑑となります。
- 3. これまでのお取引の印鑑は、改印手続きにて「共通印鑑」に統合する ことができます。
- 4. 『共通印鑑票』お届け時には、お客様のご本人確認資料(運転免許証等)をご提示ください。

【ご注意】

- 『共通印鑑票』は届出以降のお客様のお取引印鑑を統合するものです。
- 当座預金については従来通り、お取引印鑑の届出が必要となります。
- 現在契約中の当座預金・債券口座を除く預積金について「共通印鑑」での取扱いを希望される場合は、上記4.と併せて「届出事項変更届」「契約中の口座の印鑑」「共通印鑑としてお使いになる印鑑」が必要になります。
- キャッシュカード発行、各種口座振替のお申込み、届出事項変更届(氏名・住所等)等の際には、 契約中の口座の印鑑が必要となります。

ご不明な点は、徳島信用金庫の窓口までお気軽にお問い合わせください。

